

# 令和7年度 世田谷区 中途失聴者・難聴者の手話入門教室 受講者追加募集のご案内

この教室は中途失聴の方、難聴の方を対象にしています

## ◆手話入門教室の目的

中途失聴や難聴の方が手話の基礎技術を習得することでコミュニケーションの幅を広げ、同様の経験のある方との交流の場とすることを目的としています。※手話通訳・要約筆記のサポートあり

## ◆会場・募集人数等

【注】日程・会場については、変更となる場合があります。

クラス※1	期 間 ※2	時 間	会 場 ( 予 定 )	交 通	募集人数
初級 クラス	月2回の木曜日 令和7年 5月29日、6月12日、6月26日、7月10日、7月24日、8月7日、8月21日、9月11日、9月25日、10月9日、10月23日、11月13日、11月27日、12月11日、12月25日、令和8年1月8日、1月22日、2月12日、2月26日、3月12日 【全20回】	午後2時～4時	桜丘区民センター 第1・2会議室併合 (世田谷区桜丘5-14-1)	小田急線 千歳船橋駅 徒歩5分	10名
中級 クラス					20名

※1 初級クラス・中級クラスとも、同日、同会場で実施します。

※2 令和7年5月29日(木)が初回となります。追加募集のため、すでに授業は開始されておりますが、講師が個別に対応いたします。

## ◆受講費用

テキスト代(1,500円程度)

## ◆応募資格

世田谷区内に在住する、中途失聴又は難聴の方。クラスの要件は、次のとおりとなります。

- 1) 初級クラス  
…初めて手話を学ぶ方
- 2) 中級クラス  
…これまで世田谷区総合福祉センターで実施されていた「中途聴覚障害者の手話入門教室」もしくは「世田谷区中途失聴者・難聴者の手話入門教室」を受講したことがあり、継続して手話を学びたい方

## ◆応募方法 電子申請又は郵送・窓口持参による申請でご応募ください。(FAXでの申込はできません)

- 電子申請の場合：右の二次元コード、アドレスからご申請ください。
- 郵送、窓口持参の場合：必要事項を記入した所定の申込書を提出ください。  
(本募集案内に添付されています)



<https://logoform.jp/f/O2emR>

- ◇郵送先 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区 障害福祉部 障害施策推進課 事業担当 (封筒に「手話入門教室応募」と明記)
- ◇持参の場合 世田谷区役所第2庁舎3階 33番窓口 障害施策推進課  
交通：東急世田谷線 松陰神社前駅又は世田谷駅下車 徒歩5分

《締切》 令和7年 7月16日 (水) 午後5時 ※締め切りを過ぎた場合はご相談ください

## ◆注意事項

- 1) 応募者数が募集定員を超えた場合、抽選により受講者を決定する場合があります。  
受講の可否については、**令和7年7月21日(月)以降**に通知いたします。
- 2) 全20回の講習会の内、3分の2以上の出席のあった方が修了となります。



お問い合わせ先



この講習会に関するお問い合わせは、すべて下記までお願いいたします。

世田谷区 障害福祉部 障害施策推進課 事業担当  
電 話 03-5432-2388  
FAX 03-5432-3021

